



許可番号 062 1 1 002546

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区庵原町138番地5

氏 名 静岡クリーンサービス株式会社  
代表取締役 勝山 篤



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 難 波 喬



許可の年月日 令和 7年 8月23日

許可の有効年月日 令和14年 8月22日

1. 事業の範囲  
別に記載のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
別に記載のとおり
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況  
別に記載のとおり
5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（蛍光灯及び特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（蛍光灯、廃乾電池及び特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光灯及び特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）※以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（蛍光灯及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず（蛍光灯、廃乾電池及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光灯及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）※以上10種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地	静岡市清水区庵原町138番5
積替え又は保管を行う場所の面積	24.5㎡
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	上記のとおり
積替えのための保管上限	
汚泥（廃乾電池を除く。）	0.92t
廃油	1.60t
汚泥、金属くず	
※以上2種類（廃乾電池に限る。）	1.80t
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
※以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）に限る。）	0.60t
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
※以上3種類（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	2.00t
積み上げることができる高さ	—

許可の更新又は変更の状況

平成	5年	3月29日	新規
平成	10年	3月29日	更新
平成	15年	3月28日	変更
平成	15年	3月29日	更新
平成	15年	4月1日	合併みなし
平成	17年	9月8日	変更
平成	18年	3月31日	合併みなし
平成	20年	9月16日	変更
平成	20年	11月1日	合併みなし
平成	22年	8月23日	更新
平成	27年	8月23日	更新
令和	2年	8月23日	更新
令和	7年	8月23日	更新
令和	7年	12月10日	優良認定